

審議会等の公開に関する指針

1 目的

この指針は、町民に町で行う会議を公開することにより、審議の状況を明らかにし、透明性の向上を図るとともに、町民の町政への理解と信頼を深め、もって開かれた町政の一層の推進に資することを目的とする。

2 対象とする審議会等

公開の対象とする会議は、名称の如何を問わず、町民、各種団体代表、学識経験者等で構成され、町長の担当する事務について、調停、審議、審査又は調査等を行うため、本町に設置された審議会、協議会等（行政関係職員のみで構成されているものは除く。以下「審議会等」という。）の会議とする。

3 審議会等の会議の公開の基準

審議会等の会議は原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的に非公開とすることができるものとする。

- ① 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- ② 個人に関する情報を審議等する場合
- ③ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生ずると認められる場合
- ④ 公開すること自体が、公共の福祉等に反すると認められる場合

4 公開、非公開の決定

1. 審議会等の会議の非公開の決定は、原則として当該審議会等の会長等がその会議に諮って決定しなければならない。ただし、前項の規定により、あらかじめ会議の議題の内容が非公開の事由に該当することが明らかである場合は、この限りではない。
2. 審議会等が会議を公開しないことと決定した場合は、前項に定める非公開理由のいずれかに該当するか示さなければならない。

5 公開の方法

1. 審議会等の会議の公開は、審議会等の会長等が、会議の傍聴を希望するものに、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
2. 審議会等を公開で行う会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。多数の場合は、公平性を期し、抽選等により決定する等の措置をとる。
3. 審議会等の会長等は、公開にあたり、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。
4. 審議会等は、公開した会議の資料及び会議録を閲覧に供しなければならない。

5. 審議会等は、会議に関する報道機関等の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

町長は、公開される会議開催日の概ね1週間前までに、次に掲げる事項をホームページ等に掲載して、周知に努めるものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じたときは、この限りではない。

- ・ 会議の名称
- ・ 開催日時
- ・ 場所
- ・ 議題
- ・ 傍聴者の定員
- ・ 傍聴手続き
- ・ 問い合わせ先

7 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は会場に入ることにはできない。

1. 銃器等、その他に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
2. 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
3. 鉢巻、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
4. ラジオ、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
5. 楽器の類を携帯している者
6. 下駄、木製サンダルの類を履いている者
7. 酒気を帯びていると認められる者
8. 異様な服装をしている者
9. その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

1. 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
2. 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと
3. 携帯電話、録音機の類を用いて撮影、録音しないこと。ただし、会長等の許可を得た者を除く
4. 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定し、音を出さないようにすること
5. 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長等の許可を得た場合は、この限りでない
6. 飲食又は喫煙をしないこと
7. みだりに席を離れないこと
8. 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと
9. その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと

9 その他

1. 町長は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容並びに公開・非公開の別等について、一般に知らせるよう努めるものとする。
2. 町長は、新たに審議会等を設置した場合、当該審議会等の設置の目的及びその任務等について明らかにするよう努めるものとする。
3. 「8 傍聴人の守るべき事項」に違反した場合は、退席を命ずるものとする。

10 適用期日

この指針は、令和5年4月1日から実施し、同日以降に開催される新規審議会等の会議から適用するものとする。継続中のものについては、可能な限り、指針に準じた手続きを経ることとする。